

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(条例別表第一の規則で定める事務等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 3 略</p> <p>4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する<u>進学・就職準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>七 九 略</p> <p>5 10 略</p>	<p>(条例別表第一の規則で定める事務等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 3 略</p> <p>4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する<u>進学準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>七 九 略</p> <p>5 10 略</p>